

災害には色々なものが有り、現時点で想定出来ないものが有るかもしれないが、近い将来発生する可能性が高い大地震に対しての活動計画を中心に纏める。

震度5強以上の地震が発生した場合には、団地住民の安否確認とその後の生活を補助するため、自治会が中心となって活動することが重要である。自治会常任委員が実施すべきことを記載しているが、常任委員だけの義務行動ではなく、住民の皆さんの協力もお願いする。

1. 大地震発生時

①自身の安全確認

まずは自分と家族の安全を確保することを最優先とする。

被害が大きいうら分電盤を切っておく

②担当するエリア（棟・階・階段）の状況を確認

大きな被害が出ていないか、見渡す。（震災対策本部に報告する為）

③集会所に立上げられた震災対策本部に行き、担当エリアの状況を報告する

④自分と家族に余裕が有る場合は、震災対策本部の指示に従って行動する。

2. 震災対策本部の立上げ

①自治会長、事務局長、防災防犯部部長は、なわとび広場に集合し、集会所の倉庫から机等を運び出し、震災対策本部を立上げる。

会長、事務局長、防災防犯部長が不在の場合は、常任委員が代行する

雨天や積雪の場合は、集会所内のロビーに本部を設けることが望ましい。

（JSにヒアリングし、非常時の集会所の使用は許可されたが、各部屋は施錠されている）

ロビーに黒板が有るので、有効活用出来る。

常任委員であることが分かるように、水色のジャンパーを着る

（倉庫にメゾンふじのき台と書かれたものが有る）

②倉庫内に保管されている「点呼リスト」と「要援護者名簿」を出す。

③集まってきた常任委員で分担して各住戸の安否確認を行う。特に「要援護者名簿」に記載された部屋は必ず呼び出しを行って確認すること。分担する棟や階段は常任委員の担当する場所が望ましいが、地震直後に集合出来ない可能性がある為、その時に行ける人で対応する。

④常任委員からの安否報告をまとめる。

援助が必要な住戸や場に応援を送る

⑤建物の被害状況を手分けして確認する

耐震性がどうかまでの判断は不要

どこが壊れているか程度のメモを作る

⑥状況を MGCRS に報告する。MGCRS から横浜市等に報告する。

⑦周知すべき情報などを集会所ロビー内に掲示する

なお、非常事態が落ち着いた時点で震災対策本部を閉じること。

3. 要援護者への対応

名簿の備考欄に、特に配慮が必要な方の記載が有る。歩行が困難な方には二人以上で補助に向かう、持病がある方には薬を手元に置かせるなど、対応方法を前もって考えておく必要が有る。安否確認の点呼の際に状況を聞いておくこと。

4. 日頃の備え

・ MGCRS 合同防災訓練

震災対策本部の立上げや点呼は、本計画に記載の手順で行い、その際に気が付いたこと等で計画を改善してゆくこと。

震災時に何が起こるか想定しながら訓練に参加してください。電気が使えない、電話が通じない等、普段と違う状況になる可能性が有ります。「パソコンを使わない」「携帯電話で連絡を取らない」等の厳しい状況を仮定してみて、どう行動するかを考えてみてください。

・ 防災の啓蒙

のぼり旗をなわとび広場等に掲示し、注意を喚起する

5. 震災時の決め事

・ 基本的に自宅待機

集会所は 600 を超す世帯に対して非常に狭い為、避難出来るのは自宅でガラスが飛散して居る場所が無い等やむを得ない世帯に限定する。伝染病やプライバシーの問題がある為、2 階の集会室に 8 世帯程度、和室に 1 世帯などが限度である。自治会の指示に従ってもらう。

・ ごみ捨て場の区画をする

地震で壊れたものが大量に捨てられることが懸念されるが、ゴミ回収がしばらく停止すると思われるので、くじら公園等に仮置きする必要が有る。自治会で決定し、従ってもらう。

・ 集会所の倉庫の貯蔵品

自治会で購入した食料・水・マスク・簡易トイレなどが有るが、団地の全世帯数に比べて非常に少ない。基本的に各自で準備保管しておくべきであり、地震後の自治体からの配給が遅れた場合の補助的なものである。

以上